

# …東西小学校閉校式… ありがとう ずっと忘れない



◀ 東小学校 閉校式で校歌を斉唱

東小学校の閉校式が2月23日、西小学校の閉校式が3月2日に行われ、児童や教職員をはじめ、歴代校長や歴代PTA会長、学校を見守り続けてきた地元の方々などたくさんの方が出席しました。はじめに校長の式辞、続いて足立村長のあいさつや来賓による別れの言葉が述べられ、最後に校旗が返納されました。

その後、学年ごとに児童たちがアトラクションを披露し、大勢の方々歓声と拍手を送り、思い出に残る時間となったようです。

開校以来、大勢の子どもたちの成長を見守り、長い歴史を誇る東西小学校が幕を閉じました。4月8日には、新たに「槻川小学校」が開校し、新たな歴史を刻んでいきます。



◀ 第2部も盛大に行われました(東小)



▲ 西小学校 最後に整列して校歌を斉唱



▶ 第2部では子どもたちがアトラクションを披露(西小)

## 学生納付特例制度について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得がない場合や所得が少ない場合があるため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ●対象となる学生は

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

### ●学生納付特例の承認期間は

4月(または20歳誕生日)から翌年3月までです。学生納付特例を承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定である場合、4月始めに「学生納付特例申請書(はがき)」が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を

記入のうえご返送ください。ただし、在学する学校などを変更された方は、村役場国民年金担当窓口で申請手続きが必要です。

\*学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

\*これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」が利用できます。

問合せ 役場住民福祉課 ☎82-1221  
秩父年金事務所 ☎0494-27-6559